

改正

昭和30年4月1日規則第15号  
 昭和31年8月1日規則第18号  
 昭和35年4月4日規則第3号  
 昭和42年9月23日規則第26号  
 昭和50年4月18日規則第12号  
 平成12年3月30日規則第34号  
 平成19年3月30日規則第7号  
 令和6年3月28日規則第7号

盛岡市家畜貸付規則

**第1条** この規則は家畜を貸付することにより、営農の基礎を確立し、畜産の発達を促進することを目的とする。

**第2条** 貸付けをする家畜の種類、性及び年齢は、次表のとおりとする。

種類	性	年齢
牛	種雄 雌	生後6月以上
めん羊	種雄	生後4月以上
豚	種雄	生後50日以上

**第3条** 貸付けを受けることができる者は、市の区域内に事務所を有する農業協同組合とする。

**第4条** 貸付期間は、次表のとおりとする。

区分		貸付期間
牛	種雄	4年
	雌	5年
めん羊		5年
豚		3年

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたとき又は家畜の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）から申請のあつたときは、貸付期間を延長又は短縮することがある。

**第5条** 貸付けを受けようとする者は、雌牛にあつては雌牛借受許可申請書、種雄畜にあつては種雄畜借受許可申請書を毎年3月31日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の書類のほか必要な書類の提出を求めることがある。

**第6条** 借受者は、貸付家畜を受領したときは、直ちに貸付家畜借受証を市長に提出しなければならない。

2 借受者は、提出した借受証の記載事項に異動を生じたときは、その都度届け出なければならない。

**第7条** 借受者は、貸付家畜を良好に飼養管理して繁殖に供用しなければならない。

**第7条の2** 貸付家畜の飼養管理は、これを委託することができる。

2 前項の規定により貸付家畜の飼養管理を委託しようとするときは、あらかじめ、市長の承諾を得なければならない。委託の相手方を変更するときも、また同様とする。

3 借受者は、前2項の規定により貸付家畜の飼養管理を委託した場合は、当該受託者をして農業共済組合の行なう家畜共済に加入させなければならない。

**第8条** 貸付けを受けた雌牛が貸付期間中に生産した子畜のうち市長の指定する生後6月以上の雌牛1頭を市の所得とする。

2 借受者は、前項の規定により市長の指定した子畜を、その指定の際市長の指示する日時及び場所で市に引き渡さなければならない。

**第9条** 雌牛の借受者が前条第2項の規定により子畜を引き渡したときは、貸付期間満了後当該家畜を無償で譲渡するものとする。ただし、生理障害等により子畜を返還できないときは、借受者の申請により、当該家畜を相当価格で譲渡することがある。

2 種雄畜の借受者に対し貸付期間満了後、当該家畜を時価の5割以内の価格で譲渡することがある。

3 前2項の規定により譲渡を受けようとする者は、貸付家畜譲渡申請書を市長に提出しなければならない。

**第10条** 家畜の貸付け、返還及び譲渡は、市長の指定する日時及び場所でしなければならない。

**第11条** 家畜の借受、返還及び飼養管理に関する一切の費用は借受者の負担とする。

**第12条** 雌牛の借受者は、その月分の分べん状況を翌月10日までに貸付雌牛分べん報告書により市長に報告しなければならない。

2 種雄畜の借受者は、毎年次の各号に掲げる区分により種付頭数及び生産頭数を当該各号に掲げる期日までに市長に報告しなければならない。

(1) 牛 1月1日（貸付けを受けた年の場合は、その貸付けを受けた日）から12月31日までのものにつき翌年1月31日

(2) めん羊及び豚 6月1日（貸付けを受けた年の場合は、その貸付けを受けた日）から翌年5月31日までのものにつき翌年6月30日

**第12条の2** 借受者は、第4条第2項の規定により貸付期間の延長又は短縮の申請をしようとするときは、貸付期限（短縮しようとする期限を含む。）の10日前までに、貸付期間延長（短縮）申請書を市長に提出しなければならない。

**第13条** 市長は、職員に随時家畜の飼養管理状況を検査させるものとする。

2 借受者は、前項の検査を受けようとするときは、市長の指定する日時及び場所にその家畜をひ

き付けなければならない。

**第14条** 借受者は、貸付家畜又は第8条第1項の規定により市長の指定した子畜につき、失そう、盗難、傷病、死亡その他の事故が発生したことにより、市に損害が生じたときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する事故が発生したときは、借受者は、直ちに借受家畜事故報告書を市長に提出しなければならない。

**第15条** 市長は借受者がこの規則に違反したときは貸付家畜の返還を命ずるものとする。

2 借受者は前項により生じた損害の賠償を請求することができない。

#### 附 則

① この規則は、公布の日からこれを施行する。

② 盛岡市家畜貸付規則（盛岡市規則第9号、昭和26年4月20日公布）はこれを廃止する。

#### 附 則（昭和30年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和31年規則第18号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の日以前に改正前の規則により貸付たものについては、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和35年規則第3号）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

2 この規則施行前に従前の規定により記載され又はしるされた文書等については、この規則施行後においても、なお効力を有する。

3 この規則施行の際、従前の規定により作製された様式の文書等が残存する間は、当分の間、なお従前の様式によることを妨げない。

#### 附 則（昭和42年規則第26号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の盛岡市家畜貸付規則の規定に基づいてした貸付契約でこの規則施行の際現に存するものについては、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和50年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成12年規則第34号抄）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成19年規則第7号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和6年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。